

(大気関係)

種 別	項 目	基 準 値				
大 気 環 境 基 準 昭和48年 環境庁告示25号 1時間値 (1日平均値) (ppm以下)	二酸化硫黄	0.1 (0.04)				
	一酸化炭素	20 (8時間平均値) (10)				
	浮遊粒子状物質	0.20 (0.10) mg/m <sup>3</sup> 以下				
	光化学オキシダント	0.06				
昭和53年 環境庁告示38号 (1日平均値)	二酸化窒素	0.04~0.06又は0.04以下				
平成9年 環境庁告示4号	ベンゼン	0.003mg/m <sup>3</sup> 以下(1年平均値)				
	テトラクロロエチレン	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下(1年平均値)				
平成13年 環境省告示30号 平成30年11月19日 告示	ジクロロメタン	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下(1年平均値)				
	トリクロロエチレン	0.13mg/m <sup>3</sup> 以下(1年平均値)				
ダイオキシン類 環境基準 平成11年 環境庁告示68号	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下(1年平均値)					
微小粒子状物質 に係る環境基準 平成21年 ※ 環境省告示33号	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
排 出 基 準 昭和46年 厚・通令1号	硫黄酸化物 (k値) [Nm <sup>3</sup> /h以下]	延岡8.76・日向14.5・その他17.5 Q = k × 10 <sup>-3</sup> × He <sup>2</sup>				
		ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> 以下]	液体燃焼ボイラー	0.30 (<1万Nm <sup>3</sup> /h)		
	石炭燃焼ボイラー		0.30 (<4万Nm <sup>3</sup> /h)			
	廃棄物焼却炉					
	新設	H10.7.1 以後	4トン/時 以上0.04	2~4トン/時 0.08	2トン/時 未満0.15	
			既設	H10.6.30 まで	" 0.08	" 0.15
	塩化水素 [mg/Nm <sup>3</sup> 以下]	廃棄物焼却炉	700 (-)			
	窒素酸化物 [ppm以下]	液体燃焼ボイラー	180 (<1万Nm <sup>3</sup> /h)			
		固体燃焼ボイラー	350 (<4万Nm <sup>3</sup> /h)			
		廃棄物焼却炉	250 (-)			
	特定粉じん (本/ℓ以下)	石綿	10			
	水銀 [μg/Nm <sup>3</sup> 以下]	水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	新設	既設	
			石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	8	10	
		非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
				鉛又は亜鉛	30	50
二次施設		銅、鉛又は亜鉛	100	400		
		工業金	30	50		
廃棄物の焼却設備		廃棄物焼却炉(一般廃棄物、産業廃棄物、下水汚泥焼却炉)	30	50		
		水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100		
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	50	80			

種 別	項 目	基 準 値		
ダイオキシン類 排出基準 平成11年 総理府令第67号 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	種 類	施設規模	新設施設	既設施設
			廃棄物焼却炉 (焼却能力) 50kg/時以上	4t/時以上
	2t/時~4t/時	1		5
	2t/時未満	5	10	
	製鋼用電気炉	0.5	5	
	鉄鋼業焼結施設	0.1	1	
	亜鉛回収施設	1	10	
アルミニウム合金製造施設	1	5		

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

種 別	項 目	新 設 平成9年4月1日~	既 設
指 定 物 質 抑 制 基 準 平成9年 環告5・6号 [mg/Nm <sup>3</sup> ]	ベンゼン	50~600	100~1500
	トリクロロエチレン	150~300	300~500
	テトラクロロエチレン	150~300	300~500

種 別	項 目	基 準 値			
		地域	住商(A)	工業(B)	その他(C)
悪臭物質の 規制基準 (敷地境界線) 平成7年 宮崎県告示502号 [ppm以下]	アンモニア		1	2	5
	メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
	硫化水素		0.02	0.06	0.2
	硫化メチル		0.01	0.05	0.2
	二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
	トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
	アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
	プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
	ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
	イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
	ノルマルパレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
	イソパレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
	スチレン		0.4	0.8	2.0
	プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
	ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
	ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
	イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01
トルエン		10	30	60	
キシレン		1	2	5	
酢酸エチル		3	7	20	
メチルイソブチルケトン		1	3	6	
イソブタノール		0.9	4	20	